

市W e b ページ広告掲載事業仕様書

1 広告掲載枠の枠数

市W e b ページに掲載する広告は、バナー広告のみとし、多賀城市ホームページのトップページフッターに15枠を掲載する。

2 規格等

バナー広告

- (1) サ イ ズ 縦55ピクセル×横175ピクセル
- (2) データ量 15キロバイト以内
- (3) データ形式 G I F 形式又はJ P E G 形式（静止画のみ）

3 広告掲載枠の利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 市W e b ページの概要

(1) 名称

多賀城市ホームページ

(2) U R L

<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

(3) アクセス件数（参考：アクセス解析ソフト グーグルアナリティクスより）

ア 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年1月31日）

- ・市W e b ページ全体閲覧数 194,542件／月平均
- ・トップページ閲覧数 28,577件／月平均

イ 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

- ・市W e b ページ全体閲覧数 264,823件／月平均
- ・トップページ閲覧数 50,580件／月平均

ウ 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

- ・市W e b ページ全体閲覧数 373,664件／月平均
- ・トップページ閲覧数 72,968件／月平均

エ 令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

- ・市W e b ページ全体閲覧数 307,961件／月平均
- ・トップページ閲覧数 75,814件／月平均

オ 平成31年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

- ・市W e b ページ全体閲覧数 197,886件／月平均
- ・トップページ閲覧数 43,142件／月平均

5 広告に関する留意事項

- (1) 広告の内容については、多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領の規定を遵守すること。

- また、広告の表現については、本仕様書6で掲げる禁止項目に留意すること。
- (2) 広告の掲載期間は、原則月の初日から月の末日までとし、1か月以上連続して掲載することは可能とするが、月の途中で掲載広告を変更することは不可とする。
 - (3) バナー広告の表示形式について、アニメーション及びテキスト広告の使用は、全て不可とする。
 - (4) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度、担当課と協議すること。

6 広告の表現等に関する禁止事項

次に掲げる表現等は、使用しないこと。

- (1) 市Webページの閲覧者が、掲載された広告を市Webページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現（例：「福祉施設ガイド」）
- (2) 市Webページの閲覧者が、掲載された広告を市の事業であると誤認するおそれのある表現（例：「教育相談」）
- (3) その他広告の表現として適当でないと認められる表現
閲覧者の誤解を招くおそれがある次に掲げる表示
 - ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表示のボタン
 - イ アラートマーク（警告表示）
 - ウ ラジオボタン及びプルダウンメニュー（選択肢の表示）
 - エ テキストボックス（文字入力枠の表示）
- (4) 画像の色等コントラストの調整がなされず、閲覧者にとって見えにくいもの

7 広告掲載料

1月当たり3,000円/枠

8 費用負担

広告掲載料及び納付に係る手数料等は、広告主の負担とする。

なお、広告掲載料は一括払いとし、掲載期間分の納入通知書により、指定する期日までに以下の指定金融機関等により、納付すること。

■指定金融機関

七十七銀行本店又は支店

■収納代理金融機関

荘内銀行本店又は支店

北日本銀行本店又は支店

仙台銀行本店又は支店

杜の都信用金庫本店又は支店

東北労働金庫本店又は支店

仙台農業協同組合